

府政経シ第1063号

平成28年12月2日

都道府県・指定都市市民活動担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の一部の施行に伴う特定非営利活動法人の定款変更について（周知依頼）

平素より、共助社会づくりの推進にご尽力いただきありがとうございます。

さて、本年の通常国会で成立いたしました特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）（以下「改正法」という。）において、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に対して貸借対照表の公告義務が新たに規定されたところ（新法第二十八条の二）。また、同条第一項では、NPO法人は、同項に規定される貸借対照表の公告方法を選択し、定款において明らかにしなければならない旨規定されているところです。

現在、NPO法人の公告方法については、「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き」（内閣府）等に記載されている定款例を参考に「法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と定款に規定されている事例が多いものと承知しております。このため、定款を変更しない場合、貸借対照表の公告についても現行の定款に記載されている方法で行う必要があります。他方、貸借対照表の公告を現行定款の公告方法と別にすることは可能であり、その場合、定款変更が必要となります。

以上の点につき、NPO法人への周知方、宜しくお願い致します。また、参考として定款記載例を添付します（別紙）ので、併せて周知方、宜しくお願いいたします。

新法第二十八条の二の規定は、改正法附則第一条第二号の規定により、「公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日」（以下「第二号施行日」という。）から施行されるとともに、同附則第四条第一項により、第二号施行日以後に作成する貸借対照表について適用されることとなっています。他方、同附則第四条第二項及び第三項により、施行日（平成29年4月1日）前に作成、又は施行日から第二号施行日の前日までに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のものを「特定貸借対照表」として公告することが規定されていますので、周知に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、事務処理特例制度により管内の市町村に特定非営利活動促進法における権限移譲を行っている所轄庁におかれましては、移譲先の市町村への周知も宜しくお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言として通知するものです。

以上

現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

※下線部の記載例については下記の公告方法別の記載例を参照。

公告方法	記載例
第 1 号 (官報)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第 2 号 (日刊新聞紙)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 3 号 (電子公告)	【記載例 1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例 2：内閣府 N P O 法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。
	【記載例 3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 4 号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(注 1) 以下のように定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第 31 条の 10 第 4 項）及び②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法第 31 条の 12 第 4 項）については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

(注 2) 以下のように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相応しくありません。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。